

議員全員協議会会議録

令和 2 年 1 月 2 0 日

宮 古 市 議 会

令和2年1月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(1月20日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	8
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和2年1月20日（月曜日） 決算特別委員会終了後
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

〔協議事項〕

- （１）議会モニター制度について
- （２）第15回議会報告会で出された意見について

出席議員（２０名）

１番 白 石 雅 一 君
３番 西 村 昭 二 君
５番 小 島 直 也 君
７番 熊 坂 伸 子 君
９番 橋 本 久 夫 君
１１番 佐々木 重 勝 君
１５番 竹 花 邦 彦 君
１７番 松 本 尚 美 君
１９番 藤 原 光 昭 君
２１番 工 藤 小 百 合 君

２番 木 村 誠 君
４番 畠 山 茂 君
６番 鳥 居 晋 君
８番 佐々木 清 明 君
１０番 伊 藤 清 君
１４番 長 門 孝 則 君
１６番 落 合 久 三 君
１８番 加 藤 俊 郎 君
２０番 田 中 尚 君
２２番 古 舘 章 秀 君

欠席議員（２名）

１２番 高 橋 秀 正 君

１３番 坂 本 悦 夫 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二
主 査 前 川 克 寿

次 長 松 橋 かおる

開 会

午後9時58分 開会

○議長（古舘章秀君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。ただいままでの出席は20名でございます。会議は成立し成立しております。本日の議題となります2件については、1月8日に開催した議会運営委員会において、取り扱いを検討したところでございます。よって本日は議運の検討結果を説明いただき、全員で共有するための場となりますので、よろしくお願いいたします。

○

協議事項（１） 議会モニター制度について

○議長（古舘章秀君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

協議事項の1、議会モニター制度について、議会運営委員会橋本委員長から説明願います。

橋本議会運営委員会委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） おはようございます。それでは議会運営委員会から、今回の議会モニター制度について決まったことを報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは着席して説明をさせていただきます。それでは議会モニター制度について、議会運営委員会でこれまで協議した制度内容について、各会派からの意見をいただいた中で、参考にしながら今回の要綱案の協議を行ったものでございます。この要綱案について本日皆様のご理解をいただきながら、2月1日の議会だよりに掲載することとしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元にあります資料の、宮古市議会モニター設置要綱をごらんいただきたいと思います。このことについて、皆様にご説明をしながら、ご意見等もいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今回、議会モニターを導入することによりまして、制度内容について、このように要綱を決めさせていただきました。読み上げて説明をいたします。

まず設置について第1条でございます。宮古市議会基本条例第2条第2項及び第3項に規定する議会の活動原則に基づき、議会運営の公平性及び透明性を確保し、市民の多様な意見を把握することができる開かれた議会活動を推進するため、宮古市議会モニターを置くということで設置を定めております。

それから定義、第二条、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということでございます。1として委員会等、宮古市議会委員会条例第2条に規定する委員会及び宮古市議会会議規則第108条に規定する協議会等の場を言うということでございます。2、ホームページ等はインターネットにより提供される宮古市議会のホームページ、本会議の中継及びソーシャルネットワーキングサービスのことを言う、ということでございます。3提言等、これはモニターからの感想、意見提案のことをいうことでございます。

次に、職務として第3条、モニターは次に掲げるもののうちから一つ以上のことを行うものとする。1、本会議及び委員会等の傍聴。2、宮古市議会だよりの閲読。3、ホームページ等の閲覧。4、その他議長が別に指定する事項でございます。3条の2といたしまして、モニターは市議会の運営について、第9条に規定するモニター会議で意見等を述べるものとする。3、モニターは前項の会議の場以外でも口頭、文書または電子メールで議長あてに提言等を提出することができるものとする。

次に定員でございます。第4条、モニターの定員は20人以内とする。ただし議長が特に必要と認めるときは増員することができる。

任期、第5条、モニターの任期は委嘱された日から、当該年度の3月の末日までとし再任を妨げないこととする。

資格、第6条、モニターは市内に住所を有する満16歳以上のものであって、宮古市議会の運営に関心があるものとする。ただし国又は地方公共団体の議員であるものを除く。

募集方法、第7条、モニターの募集方法は一般公募によるものとする。

委嘱、第8条、モニターは応募者のうちから選考し、市長が委嘱する。第2項、議長はモニターの選考に当たっては、モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

会議、第9条、議長はモニターと意見交換を行うため、モニター会議を開催するものとする。

提出された提言等の処理について、第十条、議長はモニターから提言等が提出されたときは、これ議会運営委員会に送付し、その対応について検討させるものとする。2項、議会運営委員会は、前項の規定による検討において必要がある場合は、当該提言等を他の委員会等に送付し、検討させることができる。3、委員会等での検討結果は文書で議長に報告するものとする。4、検討結果の報告があった場合は、議長はその内容を、当該提言等を提出したモニターに通知するとともに、宮古市議会だより、ホームページ等で公表するものとする。

解嘱、第11条、議長はモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解職することができる。1、第6条に規定する資格を失ったとき。2、モニターから辞任の申し出があったとき。3、その他議長が解職する必要があると認めたとき。

次に謝礼金の支給、第12条、モニター会議にモニターが出席した場合は、謝礼金を支給することができる。

庶務、第13条、モニターに関する庶務は議会運営委員会において処理する。

補足、第14、14条この告示に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるといってごさいます。

そして、この告示は令和2年4月1日から施行するっていうようなことで、要綱を定めさせていただきました。基本的には、モニターの職務についてはモニター会議に出席していただいて、さまざまな意見を述べることを第一義としております。それに合わせて、このような職務等を定めたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい、モニター制度には何ら異議はないんですけども、この9条のモニター会議ですね。要はこのモニター制度を導入することによって何を求めるか。上段に明確に書いてるんですけども、そのために、これは回数も年に何回とかですね、ある程度回数をね、しっかりと示す必要があるんじゃないかなっていう、そこは協議・検討された経緯があると思うんですけども、何回がふさわしいかっていうのは、ちょっと私も今判断できないんですけども、これ開催をしないこともあり得るわけですね。義務的っていうか、義務的っていうわけじゃないけども、期待するのであればやっぱりしっかりと複数回とかね。1回とか2回とか最低でも、以上とか以内とかすべきじゃないかなっていう思いがあるんですが、そこはどう検討されていますか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） まず基本的にはモニターには無理なく参加していただくっていうことと捉えておきながらですね、一応基本的にはモニター会議は定例会議、最大、年4回あるわけですけども。4回を前提に定例会議は、持ちたいとは思っております。回数は示してはいないんですけども。ですのでその辺は皆様からご意見を、入れたほうがいいのか、入れないほうがいいのか。大まかなスケジュールなんで、その都度、必要があれば会議を開催することもできますので特に回数は設けてはおりません。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） はい質問ということですので、2点ほどお伺いしたいと思います。第6条。16歳以上ということで、16歳に年齢制限した考え方をお聞かせください。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） はい、今までのやり方は大体18歳っていうのが流れ的にあったと思うんですが、近年の動向を見ますと、高校生とか16歳になった社会人でも、そういう関係で市政に関係なり意見を述べる、さまざまな年齢が16歳ぐらいまで下がっていることなんで、私ども18歳に限定せず高校生とか意見交換をする場も、最近見られるんで、16歳まで引き下げて、多くの意見をもらったらかどうかということで、16歳という年齢に下げさせていただきました。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） なるべく若い方々のいわば提言等も含めてですね、期待したいというふうな答弁だというふうに、私は理解をしたいと思います。

そこで第12条、ここでは謝礼金ということで、モニターの段階では、アンケートをいただいた折にはですね、無報酬ということで、基本的にはボランティアですよというふうな形で、各会派で意見聴取をした記憶があるんですが。今回、運営要綱をつくるに当たりまして、この謝礼金を支給するとなっていますが、具体的などれぐらいの謝礼金お考えなのか。それも含めてきょうの全協で皆さんから額を提示してほしいという意味なのか、そのところを伺います。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） 第12条に関しましてはですね、一応できる規定ということで支給ができるということで設けさせていただきました。あわせて他市条例等を参考にいただきながら、交通費等に関係する費用として、謝金をしようとする事として、この規定を設けさせていただきました。このことについてはですね、さまざまな法務的な規定がございましたので、どのような形で謝金を支出するか、それからあと金額的にどれぐらいのやつが妥当かということで、事務局とも相談をさせていただきました。基本的にですね、謝金はモニター会議に1回出席することで4,000円と考えたいということで、宮古市のほうとの協議で4,000円ということで、支給基準を決めていきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 謝金の中には、いわゆる交通費も含むという理解になりますか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） 交通費等を含め、何ていうんですかね、謝礼金ですので、含むイメージはあるんですが一応言葉としては謝金として、ですからそういう費用弁償でもないんですけども、我々のお礼としての費用という考え方で理解いただきたいです。

○議長（古舘章秀君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 委員長の発言を補足させていただきます。当初、皆さんにお示ししたのは、交通費等の実費支給等で、原案をお示ししてご意見をいただいたと思っておりますが、事務局のほうでさまざま調べた結果ですね、交通費等の実費支給をするためには、条例等を定める必要がある。そういったいろんな規定上の問題でですね、それはちょっと今の状況の中では支給ができないと。したがって謝礼金という格好で検討をいたしました。さっき委員長が示した4,000円というのは、現在の宮古市における委員会における謝礼金は4,000です

ので、当然これは変わりうる状況があるという前提ですけれども、現在のところは4,000程度の謝礼金を支給をするというものでございます。

○議長（古舘章秀君） はい、田中尚君。

○20番（田中尚君） 今回の竹花議員の補足説明で理解できるわけでありまして、そういった意味ではある意味整合性もとれているのかなという思いをして、議運の皆さん方の説明を受けとめております。そういった意味ではきょう、全協であえて全協という形をとりながら、提案されております要項についてですね、特にこの弁については、私はいいのかなという思いをして受けとめております。

後段の部分は意見でありますけれども、意見ついでに私の意見を述べさせていただきますと、そもそも議会基本条例に基づいて議会活動の言わばその内容について、モニターからの意見をいただいて、そのことが議会改革に実らせるという意図になるのかなと思うんですが、私はそもそも論からいくとですね、だからこそ議会運営委員会ではないのかなと思うんですね。例えばこの間、議会基本条例ではさまざまなことを決めておりますけれども、2年任期制から始まりまして、今回4年の形に戻したこの常任委員会の任期の問題もあります。それから一般質問の重複質問の問題もあります。さらには会派の活動の問題もあります。今回設置されたモニターの意見を待つまでもなく、我々自身が議会基本条例に立ち返って、やっぱり本来の目指すべき、つまり条例に定める議会活動をつくるためにはどうするかっていうことは、やっぱり議運の中で過去を振り返りながら、あるいは検討課題も含めて、私はやっぱり方向性を出すところが議運だろうと思っているんですね。その中にプラスアルファ的にモニター制度があっても別に悪くはないのかなっていうふうな、私は受けとめをしておりますので。主たる部分は、やっぱり議会運営委員会のいわばリーダーシップといいますか。そのために場合によたらきょうのような会議、あるいは議運に参加していない会派もありますので、改めて議会の合意形成に向けた、合意形成の場の設定も含めてですね、やっぱりそこは我々自身が振り返って、ある意味検証しなきゃならない部分があるのかなっていうふうに私は思うんですが、委員長さんはその辺につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） はい、ただいまのご意見いただきながら、議運でもそのとおり検討していきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚議員。

○20番（田中尚君） 私も2年任期制のときに議運にかかわったし、数的要件できょうは議運の場に望めないでおりますけれども、それはさておいて。従来、議運の場で議論されたことでですね、モニター制度以前には、やっぱりその今のICTというんですか。SNSも含めて、電子市役所をつくろうという、そういう方向性のなかで議会活動もできるだけやっぱりペーパーレスを目指そうという一つの提案として、タブレットを活用した議会活動というのもですね、実際に私たちにも資料いただいております。岩手県内では県議会もICTを活用したタブレットを活用した議会活動やっていると、北上でもやっていると、久慈でもやっているとというのがありますが。

そこはそことして、モニターはいわば市民から見た議会に対するやっぱりウォッチング組織だと私は理解しているんですよ。そういう理解でいいでしょうかね、ウォッチング。宮古市議会の議会を我々、中で議論して気がつかなかったこと、あるいはいろいろ、それぞれの地域の議員や、あるいは議会のほうにいろいろ要望しても、なかなか期待できないということも含めてね。そこはやっぱりウォッチングであるモニターの役割・出番なのかなと思っているんですが。我々には条例があります。議会基本条例に照らして、やっぱり常に条例

の原点に立ち返ってですね、市民のモニターの皆さん方の称賛に値するような議会活動を築き上げていくと。その中には例えば、予算委員会・決算委員会の一問一答方式も含めてですね、現在行われているやり方がどうなのか。それから一般質問の各会派での質問の調整内容どうなのか。さらにはまたタブレット端末の可能性はどうなのか。あるいは議運の招集、議会の招集も含めてですね、私の結論はどんどんやっぱり使うべきだと。電子機器をですね、できるだけ議会の招集も含めて、私はもうペーパーレスを目指すべきだというふうに思っておりますし、議会運営委員会でもそれは引き続き検討課題だという認識でいるんですが、ちょっといろいろお話をさせていただきましたが、その点については特に最後のほう、ICTタブレット端末の活用についてですね、限りなくペーパーレスを実現していこうと。なおかつ議会での審議も我々がタブレットを利用して、宮古市の必要な資料を見てね、有効な質問に役立てることができるという点からいきますとね、私はこれは非常に期待されるものと思っているんですが、現時点で議運ではどのような検討状況なのか、委員長から伺います。

〔「いやそれはその他でやって」との声あり〕

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） 議案の検討結果ということで今、田中議員のほうからご質問がございました。このタブレットの導入につきましては、議運のほうでも研修をさせていただいております。今年度は北上のほうにお邪魔して例を参考させていただきました。やはり導入に向けての動きは示していきたいということで、進めていきたいと考えているところでございます。今の段階では前向きに進めていきたいということで検討しております。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 今あるいは宮古市議会ですね、解決しなければならない問題を、松本委員長の方が発言したなという、そういう思いで私は受け取っております。きょうの形、進行役は議運の委員長の橋本さんであるわけでありますけれども、きょうの全協の場について、某議員がそれはもう違うだろうその他だろうとってこういう発言がですね、自由な発言としてあってはいいですけれども、委員長がやっぱりそのことについて必要だと思えば、これは議場にもおいてもそうですけれども、やっぱり委員長・議長が仕切り役なんですよ。私の理解は冒頭言いました。モニター制度をなぜつくるんですか、原点は議会基本条例でしょ、ウォッチングでしょう。だとするならば、ウォッチングの前に我々自身がどうなのっていうところをですね、私は非常に重視しておりますので。そういった意味では「その他だろう」という前の議運の委員長も経験された松本議員の発言とは思えない、そういうことですので、余計な発言になるかもしれませんが、一言指摘をしてきます。

○議長（古舘章秀君） そのほかに。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 田中議員からはちょっとあれなんです、その他っていうのは、この議会改革にかかわる部分の、今回はモニター制度を導入するということの今やりとりをしてるんですね。ですからきょうのレジュメの中で、私はその他っていうのがあればね、その他っていうのがあれば、その中で今後例えば、私とすれば聞きたいこともありますよね。例えば、何かそれはその他の部分に範疇じゃないですかっていう指摘をさせていただいております。ですからその他できょう設けていただければと思います。意見ですね。

○議長（古舘章秀君） そのほかにございせんか。西村議員。

○3番（西村昭二君） ちょっと会派での打ち合わせのときに聞き漏らしたのがあって、きょうこの場で今見てて思ったんですけど。第6条は16歳以上のものっていうところですね、実際16歳以上の方っていうと、ほぼ高校生対象だと思うんですけど、ぜひこの若い、それこそですね進路を考えている年齢の高校生っていうところ

ろには、やはりですね、参加していただきたいなと思うところなんです。これは広報でも募集するに当たって、各高校のほうにですね、例えばモニターになったときの学校、要は公休扱いにしてもらえとか、欠席扱いになるとかっていうところも恐らく絡んでくると思うんですね。学校欠席っていうとやはりなかなか出れないと思うので、これの協議をしたのか、それともこれからしてくれるのか。その辺をですね、出席しやすい体制づくりというのも考えていかなきゃないと思うんですけど、その辺を教えてください。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） はい、今のようなことも想定されると思うんですが、これは調整しながら、やはり16歳の方が参加したときは、やはりこれは検討していかなきゃないとは思っておりました。ですので、そこは何とかやります。

○議長（古舘章秀君） そのほかにございせんか。ほかになればこの件については議運の決定のとおり取り扱うこととして、これで終了したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） はい、それではそのようにさせていただきます。

○

協議事項（２） 第15回議会報告会で出された意見について

○議長（古舘章秀君） それでは、次に協議事項の２、第15回議会報告会で出された意見についてを橋本委員長から説明願います。議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） 皆様のお手元にございます。資料２、説明事項の資料２をごらんいただきたいと思います。

これは先般の第15回議会報告会でいただいた意見につきまして、各班からまず提出していただきました。その中で議運のほうで話し合いながら、特に重要なものとして、市長のほうへ要望すべきものとしてまとめさせてもらったものでございます。ここで意見等についてはまず市長に要望すべきものを２点。それから、所管の常任委員会等で調査すべきものとして１点を上げさせていただきます。そのことについて説明をいたします。

それでは議会報告会の中で、特に重要なもので市長に要望すべきものとして、（１）地域と市の意見交換の実施と連携強化についてっていう分野で意見を出していきたいと思います。各班においても、この地域との意見交換について強化すべきだという意見が出されております。文書を読み上げて報告いたします。市民より「政策がどのように決まっているのか見えてこない。市は、議会報告会のように市民の声を聞く機会を設けるべき」との意見がありました。また「高齢化の進展により自治会・町内会における地域活動ができなくなってきたり、行政に地域の実情課題を理解してもらい、地域と行政の役割、連携を率直に話し合う場を持ってほしい」との意見もありました。高齢化と人口減少などの進展により、地域活動を担う人材がいなくなり、行政に対するさまざまな要望や支援を求める声が増加している一方で行政側でも限られた職員数と財源の中で十分にし切れない状況にあり、このような中で地域や市民との共同参画は、市にとってますます重要なまちづくりの課題となっている。ついては、地域コミュニティーや行政が抱える課題の共有と相互の果たす役割等の理解を深め、今後のまちづくりをともに考え、連携を強める機会とするよう、地域や市民との意見交換の場の設定について検討を要望する、ということでございます。

次に、２点目、旧田老鉾山の排水処理施設の安全確保について。田老地区住民から「旧田老鉾山の排水処理施設について、豪雨による決壊等の懸念をしている。市でも安全調査し、県や市も管理に関与し、安全対策を講ず

る必要があるのではあるのではないかと」の要望があった。ついては、住民の不安解消と安全確保に向け、県や市において当該施設を管理する企業に対する安全管理対策の確認や、現地確認等の調査を行う等の対策を行うよう要望する。

以上がこの2点が、市長へ要望すべき点としてまとめさせてもらったものでございます。それから2、所管の常任委員会で調査研究すべきものとして、総務常任委員会あてに市災害発生に伴う市の被災者支援に係る条例について、市の被災者支援に係る独自の上乗せ施策について、市長の政策判断で実施されるのであれば、財源があるときは実施できるが、ないときは実施できない可能性も否定できないとして、政策判断に委ねるのではなく、災害弔慰金の支給のように条例で規定し、災害発生時には上乗せ措置ができるよう対応すべきとの指摘があった。検討すべき課題と思われることから、条例規定の必要性の有無判断や全国の自治体における条例・事例等、調査研究課題とするよう要望するものでございます。

以上が今回の第15回議会報告会で出されたさまざまな意見につきまして、議会運営委員会で、市当局へ出すもの委員会をお願いするものとして、このようにまとめさせていただきましたので、皆様に報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） はい、田中尚君。

○20番（田中尚君） 私は簡単です、確認。委員長は訂正しないで読み上げたので確認なんです、（2）の豪雨による決壊等「を」、ここは「の」じゃなくて、「を」にしたほうがよいのではないかということも含めて、ここはもし「の」であれば、文章的にちょっとつらいなと思ってました。「の」じゃなくて「を」でしょっていうことの確認を求めていますんで、そこだけです。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員。

○議運委員長（橋本久夫君） そのようですね、はい、訂正いたします。

○議長（古舘章秀君） 加藤議員。1の（2）旧田老鉦山の排水処理施設の安全確保についてなんですが、私の認識はこれは既に調査をして、それで安全性は確認されているものというふうに認識しておりまして、多分そうだと思うんですが、地域住民からそういう声がたびたび上ってるっていうことは事実であります、そういったことを知らされていない住民の方はこういう声をよく上げるんですが、田老鉦山まで行く過程に沈殿池があるんですが、その沈殿池を指していると思います。沈殿池については詳しい説明は避けますが、ラサ工業と旧田老町になるのか、市になるのか、ちゃんと調査いたしまして、決壊する恐れはない。しかもあそこには水が流れ込むっていうところではない、行ってみれば、行って確認していただいたのでしょうか。ではないんです。だから、とりたてて特に重要なものとして、市長へ要望するっていうのでいいのかどうか、その辺についてはどうなんですか。橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） これは2班のほうから出された意見の一つでございました。重要課題の中にも取り上げさせていただいているものなんですが、ただ、議会運営委員会としては現地を判断したっていうことでもないわけですが、班のほうでの重要な意見として、その辺の対応も含めて出されたものとして理解して、このような形で重要なものとして、この辺取り上げたものでございますが、大変申しわけないんですが安全対策管理ができてるかどうかっていうのは、私どものほうでは判断はしておりません。でするので、もしこれ等について、反対分でわかるのであれば、再度説明をしていただければと思いますが。いずれ重要なものとして、当委員会に上げられてきたものでございますので、そこで議論していただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 今の議論に関連してでありますけれども、田老の地域から選出されております加藤議員、ある意味、田老の町政については、我々以上に詳しい情報をお持ちの方だろうという理解がありますが、その方が安全確認はとれている、必要ない。しかし、そこに住んでる田老の住民の皆さん方は、いつもこういう不安が出てくるというのはですね、だから議会報告会やったときにそういう不安が出てきた。だけどずっと町政にかかわってきた加藤議員にしてみると、もうそりゃ確認がとれてるんだと。どっちですかねこれは、加藤議員がおっしゃるように確認がとれてるっていうのであれば、しっかりとそれを返せばいい話ですし、私はここはですよ、要するに大雨豪雨に伴うやっぱり決壊、文書の中にもありますよね、この合意によりやっぱり決壊等が懸念されていると。これも含めて例えば500ミリが降ろうが、1000ミリが降ろうが決壊することないんだという意味での確認がとれてるっていうのであればね、外してもいいかもしれませんが。ちょっとそこは事実確認が必要なかなと思って聞いておりました。

○議長（古舘章秀君） はい長門委員。

○14番（長門孝則君） 2班の担当だったんですけども、地元からそういう心配の声が強く出されました。ということで、今、加藤議員のほうから、もう安全対策が講じであるということであれば、特に市長要望をする必要もないのかなと。ただ、私たちも現地を見ておりませんので、私のほう2班には地元、田老出身の竹花議員もおりましたんでね、竹花議員の意見も尊重して市長要望にとり上げることにしたんですけども。今言ったように、安全対策講じてであるということであれば、改めて市長要望しなくてもいいのかなと。今、そういうふうに思っております。

○議長（古舘章秀君） 加藤議員。

○18番（加藤俊郎議員） もうちょっと説明させていただきますが、この当該沈殿池は、大量の雨水が流れ込むというものではなくて、田老鉾山の坑道からあふれた排水をここに導いて、そこでもって沈殿させてから放流するっていう沈殿池なんです。ダムではないんです。そういうことで、どっかの沢水が大量に流れ込むとかっていう類いのものではないっていうことから、この表現についても豪雨による決壊等の懸念っていうのは、多分、想定外っていうのはよくある話なんですけど、普通考えると多分そういうことはないんだろうなっていう施設でありますので、できればもう一度、現地確認をした上でこういうふうなご提案をしていただきたいなと思います。私が気にしたのは、特に重要なものの中に入れたっていうのは、特にっていうのは、ほかにも寄せられた意見の中には、特に重要と思われるものがあつたかもしれないなかで、これが特に重要なものっていうのは、どうだったのかなっていうような、そういった疑問を持ったうえでの発言です。

○議長（古舘章秀君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 2班の長門代表の方から私の名前も出ましたので、少し補足をさせていただきたいと思いますが、要は田老地区の方々が心配をしているのは、この間の豪雨災害のように、確かに沈殿施設。ただ、大量に雨が降れば、そこを乗り越えて小山内川に排水処理、鉍毒水等が流れ込んでいくと、田老の漁業等に深刻な被害も含めて心配をされると。確かに沈殿施設でありますけど、当然大量の雨が降れば施設がですね、そこに大量の雨水等が抱えきれないという状況があるとすれば、そういう懸念をされた。

ただ問題は、ここの施設は、加藤議員がおっしゃったように、市が管理をしているわけではない。ラサ工業の管理ですから、市が直接ここに安全にタッチをしているわけではないだろうと。したがってそこはどうかというところを、やっぱりもう一度、市のほうでも、あるいはもしかすると県という関係者が出てくるかもしれない。ここは当然、住民の不安解消に向けては、ここはしっかりと市のほうでも、ここは確認をさせるべきで

はないかと。

ただ、加藤俊郎議員の話はもう、ここはどういう形か私もわかりませんが、市とラサとの間で、そこは十分な協議なり確認をされているという指摘でありますので、ちょっと私も市がここを管理しているわけではないなという問題意識があったもんですから、直接的な部分はないだろうなという認識でありましたので、ここは長門代表が言うように、もし公害担当のほうでどの程度の安全確認なり、あるいは何か文書協定みたいなものが結んであるのかどうなのか、そこは確認をした上でもし大丈夫、既に確認をされていると。どの程度の雨水というものを想定されてるかわかりませんが、ここはそういう意味で一応、市長に要望した、安全確認も含めてですね。もしされてないとすれば対策を講じるように、きちっと行政が指導すべきではないだろうかという問題認識でございましたので、その点を補足をさせていただきたいというふうに思います。

もし、必要がないということであれば、ちょっとここは2班のほうでもここ確認しているわけではありませんで、その確認をしてないというのは、市が管理をしている施設ではないっていう意味で確認をしておりますので、ここはそういうことで処理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後にありました、ほかの班でのいわば市長への要望の問題です。議会運営委員会で幾つか班からは、市長に要望すべきものが挙げられております。ただ皆さんのほうできょうちょっと各班の市長への要望をすべきものを常任委員会で調査・研究すべきものについては、資料が行っておりませんが、議会運営委員会でこの二つに絞らせていただきましたのは、多分班から出ていた内容については、既に県等へ市から要望している事項。つまり具体的にいうと、重茂の主要地方道の道路改良、既存のですね、こういったものをまたあがってまいります。これは既に県に要望しているものですので、既にそういった要望なり取り組まれている方については、議会運営委員会の中で、ここはさらに市長に要望すべきものからは外すべきだろうという問題認識が一つです。

二つ目は、災害関係。台風19号関係の災害についても各班から上がってまいりました。ただこの台風19号関係については、これは総務常任委員会等を中心にしながら、後ほど3合同常任委員会議論がされると思いますが、災害対応については、議会として提言をすることになっておりますので、今回のいわば議会報告会の中からは、台風10企業関連については、市長要望なり所管の常任委員会の研究課題から外させていただいて、これは改めて議会として提言をすべき課題ですので、今回の議会運営委員会の取りまとめ内容からは、台風19号関係は外させていただいたということでございますので、それ以外のものについて議会運営委員会で市長に要望すべきもの、所管の常任委員会で調査研究すべきもの、というふうにさせていただいたということであります。

ただ、総務常任委員会の調査研究、条例の問題ですので、ここは台風19号関連とはしますけれども、ここは条例規定のいわば被災者支援のかかる規定については、これ条例規定の問題ですので、ここは台風19号とも関連する課題ですが、総務常任委員会所管で調査研究をしたらどうなのかという形で取りまとめさせていただいたということですので、そのことも含めて、議会運営委員会での取りまとめ内容について、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 長門議員。

○14番（長門孝則君） 2班の要望ですので、先ほど申し上げましたように、現地確認を調査してませんので、早急に2班として調査したい。それまでは市長要望のほうは保留にしてもらってもいいのかなと。早急に現地確認するなり調査して、その結果やっぱり市長に要望すべきであるということであれば、改めてまた議長のほうに申し入れをしたいというふうに思います。それまで保留ということにしてはどうかと。そういうふ

うに思っていますが、よろしくお願いします。

○議長（古舘章秀君） 加藤議員。すみません、再三にわたって。あそこの調査っていうのかな、一応確認を市町村合併が終わって、それで小山内地区下流域に給食センターを建設するに当たって、地域住民からその位置でいいのか、この当該沈殿池や沈砂池が決壊する恐れがあると思われるが、そうするとあそこがすごい洪水になるんだけどどうなのかっていう地域要望ありまして、当時の熊坂市長が一旦工事を中止して、3カ月中止してしっかり確認した結果、大丈夫だろうということで、あそこの給食センター、田老田老地区の給食センターが建設されたっていう経過もあります。ということで、そういった事情のことを知ってる多分、職員なり、方々は減っている中で、文書として残っているのかどうかわかんないんですが、いずれ多分というのはあれですが、決壊しないという安全性については確認されておりますし、また先ほども述べましたが、大雨が降ってそこに大量の水が流れ込むっていう場所ではないんです。行っていただければわかるんですが、そういうことです、特に重要なものっていう表現。この中に入れるっていうのはいかなものかかっていう意味で、それで指摘させていただきましたので、行って見ていただいてよろしくお願いします。

○議長（古舘章秀君） この件につきましては、長門委員の方から第2班っていうこともありましたので、とりあえず保留しその後については、その第2班の意見を尊重し対応していきたいと思えますのでそれでよろしいでしょうか。はい。そのほかに何かございませんでしょうか。この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

○

（３） その他

○議長（古舘章秀君） それでは次にその他ありましたら、松本尚美委員。

○17番（松本尚美君） 改めてすみません、モニターに関連するわけじゃないんですけれども、議運の皆さんが今いらっしゃいますので、この議会改革という枠組みではないのかもしれませんが、この全国各地で自治体の議会のなり手不足というのが、非常に差し迫っている現状であるということが報道等でもされております。この開かれた議会、このモニターにもちょっと関連するかもしれませんが、やっぱり議会にですね、議員として参画してみたいとするということもですね、一方でPRといいますかね、そういった部分もしていかなきゃなんないのかなと。

先ほど16歳っていう年齢を下げるっていうのありましたけれども、やはり他市の議会ではっていうか、実際の議会ではなんていいますかね、中学生議会だとか、高校生議会とかですね、若い方々を中心かもしれませんけれども、そういったことをですね企画して、そして政策判断に取り入れるとかっていうものも含めてなんでしょうけれども、どんどんどんどんこう透明性といいますか、議会っていうのは一体どういう、活動しているのか、役割を果たしているのか、自分も参画してみたいっていうことをですね、やはりもっと積極的にやっていく必要があるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。

そこを議会運営委員会としてどう今議論されているのかも含めてですね、無競争を避けるとかですね、定員割れを避けるとかっていう意味合いもね、あるようですし。国においても、もっとこう専門的な議会、議員で構成する議会にするとかですね。そうでなくて誰もが参加しやすい議会にするとかっていう、いろんな議論をしているようです。宮古も当然これ考えていかないといけないのではないかなというふうに思うんですが。そこはどうなんですか。兼業も含めてなんですね、特に私も反省点ありますけれども、この建設関連の部分ですね、当然兼業は非常に厳しく問われます。そのほかにも当然、行政とですね、直接かかわりがある組織団体で

すと、そういったものも出てきますね。ですからそこは、議会運営委員会として、今現在どう検討されているのかっていうのがあれば、まずはお示しをいただければなと。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） はい、今の松本委員の質問にちょっと参考になるかどうか、あれなんです。議運としては基本的にはやはり、これから主権者教育っていうのはやっぱり必要だろうと考えております。議員のなり手、それから開かれた議会をどのようにしていくかということで、まずその始めにはやはり主権者教育として、若い人たちに議会の成り立ちであったりいろんな制度のことをなり、あとは意見を聞く機会をやっぱりつくっていくべきなんではないかなと考えているところです。

それで昨年行いましたように、意見交換会の女性のワークショップ形式でやらせていただいたんですが。今後ですね、ああいう形をとりながら、まず高校生とか、短大生とかですね、そういった技術短期大学の方とか含めて意見交換をしながら、理解なり意見を仕上げる機会を設けていきたいと考えておりまして、いずれ各学校のほうにもちょっとアンケートをとらせていただいている状況です。ですので例えば、我々との意見交換ができるかできないかっていう視点と、あと時期的な問題とか、どのような学校単位で参加が望まれるかっていうことで、一応今、アンケートをとっている段階でございます。これらをまとめて、可能な範囲で各学校なり、そういったグループでもいいですし、声をかけてですね、意見交換の場をまず設けさせていただきたいなとは考えております。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） はい、ぜひ期待をしたいと思います。

合わせ技っていうわけじゃないんですけども、過去にはこの議員定数の問題ももちろんありましたし、公費負担の問題もありましたね。そしてあわせてこの議員報酬なんですね。議会改革を進める中でやはり議員のスキルアップが非常に高く求められて、通年議会ももちろんなんです、委員会活動ですね、閉会中の委員会活動もそのとおりできる規定だからですね、できることになっている。これも活動量といいますか、やればやるほど拘束されるという部分があったんですね。これは議会基本条例をつくる際にもですね、余りハードルを高くすると、議員のなり手がなくなるんじゃないかという心配もいただいた向きもあるんですね。ですから、議会活動そのものをどんどんその政策提言なるものを追求していくとハードルは高くなる。

じゃ、専門的にですね、議員活動をするためには、この報酬の問題も当然あったんですね。だからそういった部分もですね、トータル的に見ていかないとですね、いけないのではないかなというふうに思うんですが。もう議員報酬に関しては、いきなり我々の任期中に上げるということでは当然ないんですけども。以前もそういう検討した経緯があったんですが、もうバッサリ切られてしまってるわけですけども。なかなか今の皆さんどうかわかりませんが、兼業でやるかですね、何かしない限り、大変厳しいと思うんですね。そこはどう合わせ技としてっていう表現はよくないんですけども、トータル的には検討すべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） はい、橋本議会運営委員長。

○議運委員長（橋本久夫君） 現在では、現委員会ではそれはまだ検討には入っておりませんが、皆さんの意見も含めて、今後の検討課題になろうかなと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） それでは、ないようですので、これをもって議員全員協議会を閉会します。ご苦勞さまでした。

午前10時52分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀